

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

経済局	(令和元年度)
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>【指摘事項②】 四半期ごとの状況報告について</p> <p>仙台市産業振興総合支援補助金交付要綱第12条（状況報告）には以下の記載がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・・・補助事業の遂行状況の報告は、事業進捗状況報告書をもって四半期ごとに行う</p> </div> <p>これに関して実際は、事業進捗状況報告書という形での報告はなされておらず、また報告タイミングも同要綱どおりの四半期ごとにはなっていない。</p> <p>この状況について市と事業団は、適宜連携・相談して事業を行っていることから、当該条項の趣旨である補助事業の状況把握という点では実質的には不足していないとのことであるが、形式的には当該規程に準拠した運用とはなっておらず違反している。このようなあいまいな運用では、規定を設定している意味がなくなる。また、報告書による報告が行われないと担当者しか状況を把握できず、組織的な監督や監視が行われなくなる可能性が高まる。そのため当該状況は、是正する必要がある。</p> <p>【指摘事項④】 領収証控えの管理について</p> <p>事業団では、定員20～30名程度の有料セミナーを月に2～3回程度開催しており、参加者に対して領収証を発行している。おおよその月間発行枚数は60枚程度である。</p> <p>当該領収証の運用方法について、領収証の控えを残してはいない形となっていることから改善すべきである。このような運用が継続した場合、受領金額や支払者の名前が明確に記録として残らずに、領収証の不正発行・不正使用への対策措置が講じにくくなるため適当ではない。</p> <p>なお、事業団では以下のような一定の対策は行われているものの、より効果的な管理を行う観点から、そもそも領収証の控え</p>	<p>要綱第12条に規定された状況報告の方法について、市と仙台市産業振興事業団で改めて確認し、令和2年度より、事業団から四半期ごとに補助事業の遂行状況の報告を受けることとした。</p> <p>仙台市産業振興事業団において、会計処理取扱要領に領収証の取扱いに係る規定を追加し、令和2年度から領収証の控えを保管することとした。</p>

を残すための運用が必要である。

[参考 仙台市産業振興事業団で行っている不正発行防止策]

事業団としては、領収証の不正発行防止策として事前に申し込みのあった参加者人数分の領収証を用意し、当日受付時に参加受付名簿へのチェックと同時に発行することで、同一参加者への複数発行の防止を図っている。

【指摘事項⑤】領収証の連番管理及び管理簿の作成について

領収証の控えを残す事の必要性については前述しているが、領収証の管理方法についても効果的な管理が行われておらずこれも改善すべきである。具体的に検討が必要となる点としては、領収証の控えを取りまとめる管理簿の作成及び控えの連番管理である。

事業団が受領した現金等の管理を正確に行うためには、記録（管理簿・控え）が網羅的に残っていなければならない。仮に管理簿が無かったり、領収証の控えの連番が付されていない場合は、現金等現物と記録の一致を確認することができず、過不足が生じたり、職員が不正な着服に利用する余地が生じる弊害が起こりうるため不当である。

このような弊害を防ぐためにも、領収証の控えを保管する管理簿を作成し、連番管理を厳密に行う必要がある。

仙台市産業振興事業団において、会計処理取扱要領に領収証の取扱いに係る規定を追加し、令和2年度から領収証の管理簿を作成し、連番管理を行うこととした。